

# 4 有害化学物質の対策

## 1 現状と課題

### (1) 現状

- 有害物質であるダイオキシン類<sup>※69</sup>については、平成11年にダイオキシン類対策特別措置法が制定されて以来、対策が講じられてきました。
- 本市では、大気や水、地下水や土壌の環境中におけるダイオキシン類についてダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査を行い、市内21地点（大気2地点、河川水4地点、河川底質4地点、地下水3地点、土壌8地点）の汚染状況を把握するとともに、事業者に対して必要な規制・指導、監視等を行っています。  
また、化学物質<sup>※70</sup>やその環境リスクに対する不安に対しては、化学物質に関する正確な情報を事業者や市民等に提供しています。

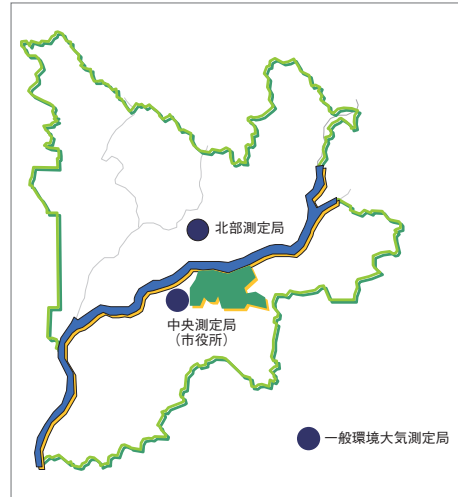


図 5-4-1 ダイオキシン類測定地点（一般環境大気）

### (2) 課題

- 本市における大気中のダイオキシン類については大幅に減少傾向にありますが、河川水のダイオキシン類については、平成21年度の調査で基準をわずかに上回った地点が1地点（荒田川水門橋）ありました。

そこで、平成22年度に追跡調査を行った結果、環境基準評価の年平均では基準に適合していましたが、春季に農薬由来と思われる若干の高値が確認されました。

ダイオキシン類については、大気や水、地下水や土壌の環境調査を継続して行うとともに、発生源事業者に対して必要な規制や指導等を行う必要があります。

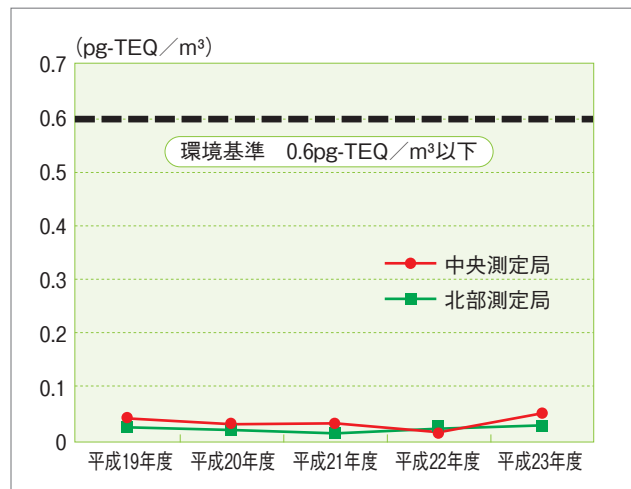


図 5-4-2 大気中のダイオキシン類の状況

表5-4-1 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。
水質 (水底の底質を除く。)	1年平均値が1pg-TEQ/l以下であること。
水底の底質	150pg-TEQ/g以下であること。
土壌	1,000pg-TEQ/g以下であること。

※69 ダイオキシン類／主に廃棄物の焼却過程などで、非意図的に生成される有機塩素系化合物。  
 ※70 化学物質／人工的に合成した物質。

## 2 主な取組

### (1) 化学物質による環境リスクの低減

- 大気・水質及び土壌・地下水のダイオキシン類や有害大気汚染物質等の監視を行い、環境中の化学物質の状況把握に努めます。
- 化学物質の使用抑制や安全性の高い代替物質への転換を促進します。
- 工場・事業者に対しては、ダイオキシン類基準の遵守への規制や指導を行います。

### (2) 化学物質リスクコミュニケーションの推進

- 化学物質に係る安心・安全を確保するため、化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民・事業者・行政等のすべての者が共有し、お互いに意思疎通を図るリスクコミュニケーションを推進します。

## 3 指標と目標値

指標名	現況値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の見方
ダイオキシン類環境基準達成率（一般大気）	100%	現状維持	達成地点数／調査地点数
ダイオキシン類環境基準達成率（水質土壌）	100%	現状維持	達成地点数／調査地点数
ダイオキシン類対策特別措置法対象事業場への立入	100%	現状維持	立入調査事業場／届出事業場